

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について 妊娠中ならびに妊娠を希望される方へ

(参照:日本産婦人科感染症学会 2020/03/31 更新)

要点

1. 市中感染が広がっていますので、特に妊婦の方は閉鎖空間での集会やビュッフェスタイルの会食、そして不要な外出は控えてください。手洗いを徹底してください。
2. 現時点で、COVID-19 感染による催奇形性や流産、死産のリスクが高いとする報告はありませんが、一定の頻度で子宮内感染を来す可能性が報告されていますので感染しないように十分気を付けてください。
3. 人込みを避けるための時差出勤や徒歩あるいは自家用車の利用、在宅勤務、職場環境の整備など可能な限り感染リスクを下げられるように勤務先とよく相談してください。
4. 家庭内に感染者や疑いのある方がおられる場合は別室に過ごすなど接触を避けてください。タオルや食器の共用は避けてください。
5. 厚労省の通達により、検査受診を希望される方はまず帰国者・接触者相談センターに相談してください。必要に応じて、指示された医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することは控えて下さい。
※ 帰国者・接触者相談センター＝保健所 裏面参照

裏面参照

6. 妊婦さんで 37.5 度以上の発熱や倦怠感が 2 日以上続く場合は、帰国者・接触者相談センター(保健所)にご相談ください。
7. PCR 検査が現時点で唯一の検査法ですが、偽陰性(感染しているのに検出できない)のことがありますので、心配だからとか念のためという理由で受けることはできません。
8. 3 月 6 日より PCR 検査が保険適応に収載されましたが、一般の産科医療機関では PCR 検査を受けることはできません。
9. 受診や相談時には、主治医や帰国者・接触者相談センター(保健所)には、いつごろからどのような症状があるのか正確に情報を伝えてください。
10. 新型コロナウイルス感染の可能性のある時は妊婦健診受診を控えてください。その場合、可能であれば自宅での血圧測定を行い、記録してください。また、ご家族に患者さんがおられる場合も妊婦健診の受診日をずらすことは可能ですので主治医に電話でご相談ください。
11. 但し、自宅で様子を見ていただくのはそれまでの妊娠経過が正常の場合に限ります。不正出血やお腹の痛み、破水感など産科的症状のある場合は受診が必要ですが、かかりつけの産婦人科で対応できないことがありますので、帰国者・接触者相談センター(保健所)にご相談ください。
12. ご家族や職場に新型コロナウイルス感染者がおられ濃厚接触した方は、帰国者・接触者相談センター(保健所)に連絡をお願いします。
13. 妊娠末期(分娩前)に新型コロナウイルスに感染した妊婦さんは、指定医療機関で分娩を行うことになります。新生児とは双方がウイルス陰性となるまで面会できずまた授乳もできません。
14. 主治医の判断により感染の有無にかかわらず、ご家族の立会分娩や面会は感染予防のため極力控えていただくことになります。
15. 感染者の多い地域からの里帰りの際は、2週間の自宅待機後の受診をお願いする場合があります。
16. 抵抗力を維持するために十分な睡眠とバランスの良い食事栄養を取り、ご家族も含めて禁煙を励行してください。